

日本作業療法士協会との取引における確認書

当社(当法人)は、日本作業療法士協会との取引(日本作業療法士協会以外の他機関が負担する経費を含む。)に当たり、相互繁栄の理念に基づき、信義誠実の原則に従って行うとともに、社会規範、法令はもとより、日本作業療法士協会が定めた「日本作業療法士協会との取引に関する基本事項」を確認し、遵守します。

当社(当法人)がこれに反する取引があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

平成 年 月 日

一般社団法人日本作業療法士協会会長 殿

(社名)

(代表者役職・氏名)

印